

金沢市動物の愛護及び管理に関する条例(仮称)骨子案について

1. 制定の背景

本市では、平成29年度より『犬猫の殺処分ゼロ』を目標に掲げ、計画的かつ総合的な施策を図ることとし、動物愛護の拠点を整備するなど、犬猫の適正飼養や終生飼養の推進等に関する取組を進めてまいりました。

そのような中、「動物愛護管理法」が大きく改正され、令和2年6月1日から施行されたことを機に、条例制定の必要性についても検討することとし、「金沢市動物愛護管理推進懇話会」を設置しました。懇話会において、本市の動物愛護に係る現況や今後の施策の方向性について協議し、「人と動物が幸せに暮らすまち 金沢」の実現を図るための条例を制定することとしました。

2. 条例骨子案の概要

目的等

目指す社会の姿(目的)

市民と動物との共生社会の実現

市民の動物を愛護する精神の高揚

動物愛護に対する市の考え方(基本理念)

動物の命は尊いもの
動物は家族の一員

市民の動物に対する考え方の違いに配慮が必要

動物に関する正しい知識の普及、公衆衛生の確保が必要

子どもの豊かな情操を育てることに資する

市民と市が協働して進めることが必要

※動物：人が飼養又は保管する動物でほ乳類、鳥類、は虫類に属するもの

責務

金沢市

動物愛護に関して

- 普及啓発を図る
- 市民と協働して施策を実施

市民

動物の飼養の有無に関わらず

- 動物が命あるものと認識し、動物の愛護に努める
- 市の施策に協力するよう努める

飼い主になろうとしている市民

- 飼う動物の生態等に関する知識の習得に努める
- 終生飼養に支障のない動物を選ぶよう努める

飼い主

- 飼い主としての責任を自覚し動物の適正飼養に努める
- 周辺環境への配慮に努める
- 終生飼養に努める

動物取扱業者

- 市の施策に協力する動物購入者等に対し、適正な飼養方法を説明、理解させるよう努める
- 終生飼養を促す(終生飼養困難と認められる者に販売しないよう努める)

遵守事項等

飼い主 ※一時保管者も含む

★動物の健康・安全のために

- 動物に合った適切な給餌・給水
- 動物の健康管理、病気やケガの際の受診
- 動物に合った飼養施設、環境の確保
- 飼養施設の清潔保持
- 繁殖を防止する措置
- 適正飼養・終生飼養できる動物数の飼養
- 逸走防止対策、逸走時の保護
- 災害への備え、災害時の動物の安全確保
- 人獣共通感染症の感染予防

★周辺生活環境の保持のために

- 他人の土地等を不潔にしない、損傷しない
- 他人に迷惑をかけない(鳴き声や臭い等)
- 他人の生命・身体・財産を侵害しない 等

犬の飼い主 ★左記に追加して

- 係留(放し飼いにしない)
- 犬に合った運動量
- 適切なしつけ
- マイクチップや名札等による飼い主明示
- 散歩時のフン回収用具準備とフンの回収 等

猫の飼い主 ★左記に追加して

- 室内飼養(外に放さない)
- 排便等のしつけ
- マイクチップや名札等による飼い主明示 等

市・市民

★周辺生活環境の保持のために

- 飼い主のいない猫に不適切な給餌をしない
 - ▶ 給餌給水の管理・排泄物の処理
 - ▶ 不妊去勢手術
 - ▶ 周辺住民の理解を得る
- 市が行うこと
 - ▶ 不妊去勢手術の支援
 - ▶ 適切な給餌に関する助言

市の施策等

基本施策

市が推進する施策

- 市民と協働して行う動物の愛護管理に係る取り組み
- 市民への動物愛護、適正飼養についての教育及び意識の啓発
- 動物共生社会の実現に関する環境の整備
- 市が収容した犬猫の譲渡の推進
- その他必要な施策

国、県等との連携

- 国、県、その他関係団体等との連携

指導等

- 飼い主等に対する指導、助言

動物愛護管理員

- 動物愛護事務を担当する職員を設置

犬猫の収容等

犬猫の引取り

- 飼い主への指導(終生飼養、不妊去勢)
- 引取りを拒否できる場合 等

負傷時の措置

- 収容犬猫に治療等の必要な措置

犬猫の公示

- 所有者不明の犬猫の公示
- 飼い主が名乗り出ない犬猫の譲渡

譲渡

- 適正に飼養できる希望者に犬猫を譲渡

3. 条例の施行について

令和2年度3月定例会月議会に上程し、令和3年4月1日の施行を目指します。